

4福祉第552号
令和5年1月4日

社会福祉法人安城市社会福祉協議会
会長 神谷明文様

安城市長 神谷



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

(有効期間)

令和5年1月4日から令和10年1月3日まで

担当 福祉部社会福祉課社会福祉係
(北庁舎1階 窓口No.40)

電話 0566-71-2262

FAX 0566-74-6789

電子メール shakaifukushi@city.anjo.lg.jp